加古川市いじめ防止対策改善基本５か年計画終了後のいじめ防止対策
～未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」の確立のために～

青少年育成課

１　経緯

平成 28 年９月、市内の中学校２年生がいじめが原因で自らの命を絶ちました。

「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育理念に掲げる教育委員会にとって痛恨の極みであり、本来、子どもにとって安全・安心であるべき学校で、このような痛ましい事案が起こったという現実は、本市の教育の在り方に大きな課題を投げかけました。

本市では、当該事案をいじめ重大事態と認定し、いじめ問題対策委員会（第三者委員会）で事実確認の調査を行い、平成 29 年 12 月の対策委員会からの答申で提言が示されました。

＜対策委員会からの提言（概要）＞

○　アセスの結果の不十分な読み取りと、アンケート用紙の確認に関すること
○　法で定められたいじめの定義に対する不十分な認識と対応のこと
○　ＳＯＳのサインに気づけなかった教職員の危機管理意識のこと
○　生徒指導に係る教職員間での情報伝達方法と情報共有に係ること
○　「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った組織的な対応が十分にできなかったこと

＜提言を確実に実施していくための方策（概要）＞

○　全市的な「改善基本５か年計画」を策定すること
○　学校は、「改善基本５か年計画」に基づき「改善プログラム」を策定し、５年間にわたり実践すること
○　教育委員会は、関係教職員に再発防止に向けた意識付けを行うこと
○　第三者機関を設置し、いじめ防止対策の取組をチェックすること
○　遺族に「改善基本５か年計画」「改善プログラム」の取組状況を１年に１回報告すること

２　いじめ防止への取組

平成 30 年２月に策定した「加古川市いじめ防止対策改善基本５か年計画」は、「二度と子どもの尊い命が奪われるようなことがあってはならない」という強い決意のもとに、子どもの成長に責任を持つ大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との危機意識を持ち、未然防止と、早期発見・早期対応を具現化するための計画です。また、学校は改善基本５か年計画に基づき、「学校いじめ防止基本方針」をプログラム化した「いじめ防止対策改善プログラム」を策定します。教育委員会並びに学校は、これら計画に基づきいじめ防止対策の取組を行い、検証・改善を繰り返しながら実行します。

３　改善基本５か年計画の実施　資料１・２

（１）いじめ防止対策の改善（めざす将来像）

◎　児童生徒が安全・安心に学校生活を送り、主体的に授業や行事に参加し活躍できる
◎　児童生徒が困ったときにＳＯＳが出せ、教職員が敏感にそのサインに気づくことができる
◎　学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめ問題を解消する取組ができる
◎　全ての児童生徒に、いじめをなくそうとする意識が浸透する

（２）年間の主な取組み

①　未然防止、早期発見・早期対応への取組

1)　学校運営協議会との連携による活動の推進　（令和３年度全小中学校において組織化）

2)　家庭への啓発（チラシの全家庭配付）
・「子どもはいつも求めています」（４月）、「いじめをしない、させない、見逃さない」（９月）
3)　心の絆プロジェクト生徒会・児童会代表者ミーティング（８月）
4)　いじめ防止市民フォーラム（８月）
5)　学校環境適応感尺度（アセス）の実施及び活用
・学校生活に関するアンケート
・１回目：１学期、２回目：２学期
・小学校３年生～中学校３年生を対象に実施
6)　心の相談アンケートの実施
・１回目：１学期、２回目：２学期
・小学校３年生～中学校３年生を対象に実施
7)　全児童生徒に教育相談を実施
8)　子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）に係る取組
・リーフレット「大切なあなたへ」「大切なあなたへ 友だちへ」
・小学校５年生～中学校３年生で授業実施
9)　教職員の資質と指導力の向上
○　学校生活適応推進研修講座の実施
・学校生活に資する研修、学級経営に資する研修、教育相談に資する研修
・平成 30 年度から令和３年度の３年間（令和２年度はコロナ禍で未実施）全教職員が受講
○　子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）研修会の実施
10)「チーム学校」による組織的な対応
・教職員、専門スタッフ（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・メンタルサポーター）等と連携・協働して、学校運営上の諸課題に対応
11) 学校外施設とのいじめ防止対策の連携
・児童クラブ等の学校外施設との情報共有
・学校ホームページ等を活用したいじめ防止対策の周知

② 関係機関との連携による取組
1)　スクールサポートチームの活用
・構成員のそれぞれの専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートし、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を実施　＜右図参照＞

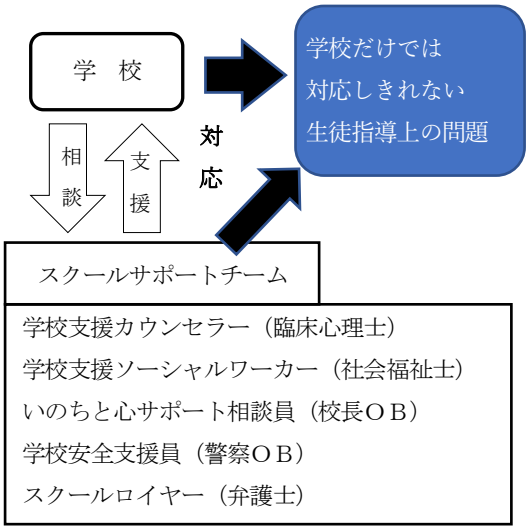

2)　ネットパトロールの実施（令和２年度より）
・児童生徒のインターネットトラブルやＳＯＳを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを実施
3)　市関係機関と学校との連携
・学校教育課、教育研究所、人権文化センター、教育相談センター、少年愛護センター、家庭支援課、生活福祉課、こども療育センター、障がい者基幹相談支援センター　等
4)　県関係機関と学校との連携
・県教育委員会「学校問題サポートチーム」、スーパーバイザー、東播少年サポートセンター、加古川警察署少年係、健康福祉事務所、中央こども家庭センター、県立こども発達支援センター、県立リハビリセンター、県立ひょうごこころの医療センター、兵庫こころのケアセンター　等

③ 推進体制・検証体制を整える取組
1)　アセス推進体制の検証と支援
・学校生活適応推進研修講座の実施
・要支援領域にある児童生徒への対応状況を学校へ確認
2)　教育相談推進体制の検証と支援

・教育相談の対応状況を学校へ確認

3) いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援

4) いじめ防止対策等に係る推進体制の周知

5) いじめ対策へのＰＤＣＡサイクルによる評価検証体制の点検と支援

・学期毎にいじめ防止対策評価検証委員会による評価検証を実施　資料３

・評価検証委員会からの助言等は校長会でフィードバック

◆ いじめ認知件数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度
小学校	55 件	169 件	466 件	894 件	628 件	762 件
中学校	41 件	121 件	210 件	295 件	208 件	222 件
合計	96 件	290 件	676 件	1,189 件	836 件	984 件

◆ いじめの様態

	R元年度		Ｒ２年度		Ｒ３年度	
からかい・悪口	756 件	63.6%	513 件	61.4%	614 件	62.4%
仲間外れ・無視	77 件	6.5%	56 件	6.7%	38 件	3.9%
ネットでの誹謗中傷	23 件	1.9%	28 件	3.3%	27 件	2.7%
暴力	161 件	13.5%	96 件	11.5%	158 件	16.1%
恐喝	2 件	0.2%	3 件	0.4%	4 件	0.4%
その他　※	170 件	14.3%	140 件	16.7%	143 件	14.5%
合計	1,189 件	100.0%	836 件	100.0%	984 件	100.0%

※落書き、もの隠し、嫌がらせ、いたずらなど

◆ いじめ発見のプロセス

	R元年度		Ｒ２年度		Ｒ３年度	
アンケート	227 件	19.1%	184 件	22.0%	181 件	18.4%
本人	395 件	33.2%	246 件	29.4%	317 件	32.2%
他の児童生徒	133 件	11.2%	82 件	9.8%	103 件	10.5%
学級担任	103 件	8.7%	47 件	5.6%	52 件	5.3%
関係教員	25 件	2.1%	17 件	2.1%	27 件	2.7%
養護教諭	3 件	0.2%	1 件	0.1%	1 件	0.1%
保護者	283 件	23.8%	254 件	30.4%	295 件	30.0%
その他	20 件	1.7%	5 件	0.6%	8 件	0.8%
合計	1,189 件	100.0%	836 件	100.0%	984 件	100.0%

※独自の教育面談、スクールカウンセラーなど

４　令和５年度以降の展開

（１）　加古川市いじめ防止基本方針の改定　資料４

平成 30 年２月に策定しました改善基本５か年計画に基づき、教育委員会並びに学校は、いじめ防止対策の改善に向けて取り組んでまいりました。５年間で積み上げてきました実績を継承して、「いじめ防止対策」の歩みを止めることなく、未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」の確立を目指すために、この度、基本方針を別添資料４のとおり改定します。

（２）　令和５年度加古川市いじめ防止対策計画の策定　資料５

基本方針の改定に基づき、対策計画を別添資料５のとおり策定します。

（３）　学校いじめ防止基本方針の改定・いじめ防止対策プログラム（全体計画・年間計画）の策定

学校いじめ防止基本方針を改定すると共に、対策計画に基づき、学校いじめ防止基本方針をプログラム化した対策プログラムを策定する。